

# 石川県住生活基本計画の概要

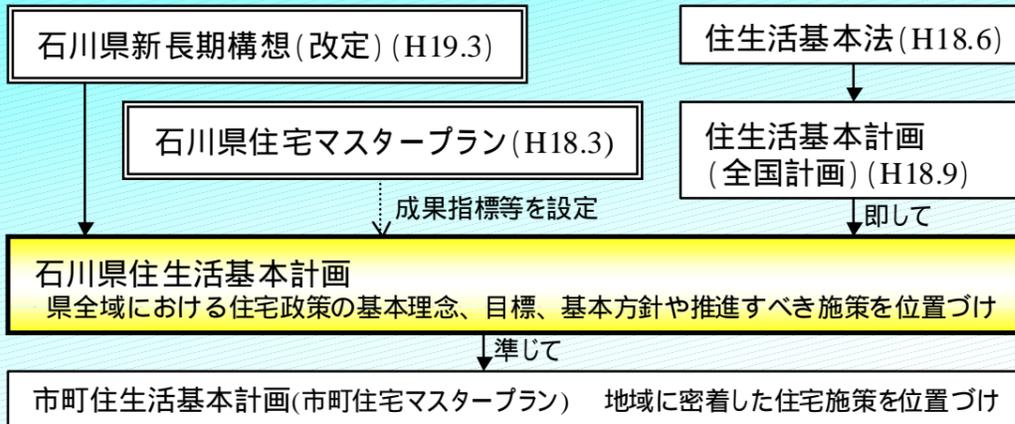
## 計画策定の目的

・今後の石川県の住生活の安定および質の向上のための基本理念、目標、推進すべき施策等を定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進する

計画期間 平成27年度まで(平成22年度に見直し予定)

## 計画の位置づけ

・住生活基本法(平成18年法律第61号)第17条第1項に規定する都道府県計画  
 ・「石川県住宅マスタープラン」を基本として、施策効果を把握するための指標等を定めるもの  
 ・県民、関連事業者、市町、県が連携しつつそれぞれの役割を果たす



公営住宅に入居する世帯の目標数: 7,700世帯  
(公営住宅の供給の目標量)

低所得者で、自力では住宅を確保することが困難で、公的な支援が必要とされる民間賃貸住宅等に入居している世帯数(7,100世帯)  
 既存公営住宅へ新たに入居する世帯(空家募集)  
 新設・建替された公営住宅へ新たに入居する世帯

既存公営住宅の老朽化等に伴う建替により、既存公営住宅から建替後公営住宅へ住替する世帯数(600世帯)

## 「石川県住宅マスタープラン」(H18.3策定済)にて定めた内容

### 石川県の住宅事情と社会経済情勢

全国各地で自然災害が多発  
 依然残る既存住宅の地震時倒壊の危険  
 アスベスト問題、耐震偽装問題等により  
 住まいに対する不安が増大  
 進行する少子高齢化  
 高齢者、DV被害者等の多様化する社会的弱者  
 地球環境問題の深刻化  
 深刻な過疎化、コミュニティ存続の危機  
 団塊の世代の大量退職(2007年問題)  
 町家・古民家やいなか居住への関心の高まり  
 人口と世帯数の減少  
 住宅ストックの充足

### 今後の住宅政策の方向性

- ・災害時の安全確保
- ・安全な住宅に居住できる体制整備
- ・進展する高齢社会への対応
- ・子育てを支援する居住施策の展開
- ・住宅セーフティネットの確保
- ・地域、地球の環境保全
- ・地域特性に対応した居住施策の展開
- ・地域に根ざした伝統的な住宅の供給推進
- ・住宅ストックの有効活用

## 基本理念: 「安全でひと・地域にやさしく、魅力的な居住環境を目指して」

能登半島地震からの復興に向けては、特に目標1と目標4を重点的に推進

主な施策	主な指標
(原則として全国計画における指標設定の考え方をもとに、施策効果を把握するために設定)	
<b>目標1. 災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物の耐震化の促進</li> <li>・雪に強い住まいづくり・まちづくりの促進</li> <li>・「住宅性能表示制度」等の普及による住宅の質の向上</li> <li>・建築物の工事監理・検査体制等の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 【71% (H17) 90% (H27)】</li> <li>・豪雪地における屋根融雪装置の設置率 【9.6% (H17) 15% (H27)】 <small>(豪雪地の高齢者世帯数の75%に相当する住宅への屋根融雪装置の設置)</small></li> <li>・新築分譲住宅の住宅性能表示実施率 【31.8% (H17) 75% (H27)】</li> </ul>
<b>目標2. 誰もがいつまでも安心して暮らせる住まい・まちづくり</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物のバリアフリー化のより一層の推進</li> <li>・バリアフリー改修のための支援の推進</li> <li>・子育てしやすい住まい・まちづくりの推進</li> <li>・セーフティネットとしての公的賃貸住宅の的確な供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅のバリアフリー化率(手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅) 【40.3% (H15) 75% (H27)】</li> <li>・住宅の高度バリアフリー化率(2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消、十分な廊下幅が全てなされた住宅) 【5.8% (H15) 25% (H27)】</li> <li>・子育て世帯の誘導居住面積水準達成率 【60.3% (H15) 70% (H27)】</li> <li>・最低居住面積水準未満率 【2.7% (H15) 早期の解消】</li> </ul>
<b>目標3. 環境にやさしい住まい・まちづくり</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の長寿命化・リユースの推進</li> <li>・住宅の省エネルギー対策の徹底</li> <li>・住宅における県産材の活用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失住宅の平均築後年数 【29年 (H10-15) 40年 (H22-27)】</li> <li>・住宅の滅失率 【9.3% (H10-15) 8% (H22-27)】</li> <li>・住宅のリフォーム実施戸数の比率 【3.3% (H15) 6% (H27)】</li> <li>・省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅) 【20.1% (H15) 40% (H27)】</li> <li>・既存住宅の流通シェア 【12.2% (H15) 20% (H27)】</li> </ul>
<b>目標4. 活力と魅力あるコミュニティを支える住まい・まちづくり</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと交流居住の推進</li> <li>・地域に根ざした景観形成の推進</li> <li>・建築技術者の育成、地域文化の継承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が主体となって街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数 <small>(各地区において、地域に根ざした住まい・街なみの形成を推進)</small> 【60地区 (H17) 100地区 (H27)】</li> </ul>

「施策効果を把握するための指標」は、今後求められる住宅の性能等を県民・事業者にも明らかにする役割も果たす

・石川県独自の指標  
 ・全国計画に即した指標

# 能登半島地震からの復興に向けて

## 能登半島地震の発生・・・高齢化、過疎化が進む地域での大地震

- ・発生日時：平成19年3月25日午前9時41分頃
- ・震源地：輪島市の南西約30kmの能登半島沖
- ・震源深さ：約11km
- ・地震規模：マグニチュード6.9
- ・最大震度：6強（七尾市、輪島市、穴水町）
- ・人的被害：死者1人、重軽傷者318人
- ・避難者数：2,624人（3月26日6:00のピーク時）
- ・住宅被害：15,000戸以上
- ・災害救助法の適用：H19.3.25  
七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町
- ・局地激甚災害の指定：H19.4.20  
七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町



## 課題に対する緊急的取り組み

- (1) 被災建築物応急危険度判定の実施
  - ・余震等で建物が倒壊し、人命に危険を及ぼすなどの二次被害を防止するために実施
  - 実施期間：3月25日～3月30日（6日間） 実施地区：3市4町（七尾市、輪島市、羽咋市、穴水町、能登町、中能登町、志賀町）
  - 判定士数：延べ391人 判定実施棟数：7,600棟（危険1,229棟、要注意：1,571棟、調査済：4,800棟）
- (2) 応急仮設住宅の整備
  - ・避難所生活を終了し、生活自立の第一歩を踏み出すため、災害救助法に基づく応急仮設住宅を整備
  - ・各地区に分散しての建設や、集会場、談話室の設置等により、コミュニティの継続に配慮
  - 着工：3月31日（第1弾として80戸着工）
  - 総整備戸数：334戸（輪島市250戸、七尾市20戸、志賀町19戸、穴水町45戸）
  - 入居：4月28日より順次（5月8日までに全地区において入居説明終了）
- (3) 住宅の応急修理
  - ・応急仮設住宅には入居せずに自宅を修理して使用する被災者への対応として、県と市町が協力して実施
  - ・半壊以上の被害を受けた住宅に対し、現物給付の形で居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理
  - 受付：4月17日より（被災者生活再建支援制度等の他制度と同時受付開始）
- (4) 被災住宅の再建に対する利子補給
  - ・被災者が住宅を新たに建設、購入及び補修する際の住宅金融支援機構や民間金融機関からの借入金に対し、5年間利子補給（住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の利率を上限）
- (5) 住宅相談等の実施
  - ・「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」の会員などによる住宅の現地相談窓口を設置（被災状況調査、診断や修理、住宅再建についての相談受け付け、助言等を実施）
  - ・被災者に対して民間賃貸住宅の相談及びあっせんを実施（（社）石川県宅地建物取引業協会との協定に基づく）

## 地震により残された課題

- (1) 住宅再建
  - ・短期的な課題・・・仮設住宅の建設や応急修理による住宅の確保
  - ・長期的な課題・・・住宅再建（最重要課題）
- (2) コミュニティ再生
  - ・被災地は小規模集落が多く、地域の絆が強い
  - ・住み慣れた地域での住宅再建が重要
- (3) 過疎対策
  - ・高齢化、過疎化が進む地域での被災
  - ・地震を契機とした人口流出が懸念される
  - ・住み続けることに対する不安を払拭し過疎化を食い止める必要あり
- (4) 景観の保全
  - ・能登半島の景観は、高く評価をされるべきものであった
  - ・被災した家屋・土蔵については可能な限り補修・修復を進める
  - ・再建する場合には地域の街なみや景観への配慮が必要

## 今後の復興に向けての取り組み（本計画第2.3「重点的に実施すべき施策等」を復興という観点で再整理）

- (1) 住宅確保・再建
  - ・住宅の応急修理制度、被災者生活再建支援制度および利子補給制度等の各種支援制度により自力再建を推進
  - ・住宅の修復等に関する助言・サポート体制を整備し、住み慣れた地域での暮らしをバックアップ
  - ・住宅再建及び被災住宅の補修・修復にあたっては耐震性の確保を進める
  - ・被災者の実情や意向を的確にとらえ、必要に応じて公的賃貸住宅の供給を推進する
  - ・能登地方以外の地域においても耐震診断・耐震改修を強固に推進し、災害に強い住まいづくりを進める
  - ・克雪住宅の普及、住宅のバリアフリー化のより一層の推進にも取り組み、安全な居住環境の構築を進める
- (2) コミュニティ維持・再生
  - ・仮設住宅や公的賃貸住宅の整備にあたっては、地域の実態を踏まえ、コミュニティの継続に配慮
  - ・まちづくり協議会の設立支援や専門家の派遣等によるサポート体制を整備
- (3) 過疎化対策
  - ・福祉施策や、定住促進、交流・観光振興などの地域振興策と連携した住まいづくり、まちづくりの体制を整備
- (4) 景観の保全
  - ・街なみ環境整備事業などの制度を多様に活用し、集落景観やまちなみの復興に取り組む
  - ・地域のシンボリックな文化資産の再建を支援することで、まちなみ復興への意識向上を図る

平成19年10月を目途とし、復興プランを策定予定